

「憲法記念 春のつどい」集会アピール

2014年5月15日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」が報告書を提出しました。これを受けて、安倍首相は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方」について、「今後さらに研究を進め」、「憲法解釈の変更が必要と判断されれば」閣議決定を行うと発表しました。

しかしながら、集団的自衛権は、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に対する攻撃を実力で阻止するものであって、自国の防衛のために行使されるものではありません。平和主義を基本理念の一つに掲げ、戦争放棄と戦力不保持を定めた9条を持つ日本国憲法のもとで、集団的自衛権の行使は到底許されるものではありません。政府も、集団的自衛権の行使については「我が国を防衛するために必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されない」と解釈してきました。これまで憲法上許されないとされてきた集団的自衛権の行使について、閣議決定でもって解釈を変更し、行使が許されるとすることは、憲法によって権力を制限する立憲主義を根底から覆すものです。

さらに、安保法制懇報告書は、集団的自衛権の行使については、政府が判断し閣議決定でもって行使を決定すべきとし、国会承認は事後承認でもよいとしています。政府の一存で集団的自衛権の行使を可能にし、国会によるコントロールすら不十分なものとなっています。そして、政府の判断にあたっては「日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得るか」を勘案すべき要素の一つに挙げ、「地理的な限定を設けるのは適切でない」としています。まさに、自衛隊が、アメリカが世界中で行う武力攻撃と一体となって活動することが目論まれていると言わざるを得ません。

集団的自衛権の行使を容認することは、日本を戦争のできる国にすることに他なりません。周辺諸国をはじめとする諸外国との緊張を高め、これまで、9条を持ち、武力を用いないことを宣言することで得てきた国際的な信頼を失わせるものです。

私たちは、日本を戦争のできる国にする集団的自衛権の行使容認に断固として反対し、日本国憲法9条を活かし、武力によらない平和の実現を求めることを宣言します。

2014年5月24日

集会参加者一同